

食品を販売する場合の取り扱いについて

東金・九十九里波乗りハーフマラソンで食品を販売するにあたり、必須情報を事務局が取りまとめて保健所へ提出します。つきましては、食品を販売する場合は以下の出店分類で指定された書類をご用意いただき、事務局までご提出ください。

出店分類

出店分類は、3つに分類されます。それぞれ提出していただく書類が異なりますのでご注意ください。

① 県内一円の食品営業許可証をお持ちの方

必要書類：①出店申請書（様式第1号） ②食品営業許可証の写し

③車検証の写し（キッチンカー出店の方のみ）

- ・令和3年6月1日より前に食品営業許可証を取得された方で、許可証に記載の無い品目を提供する場合、必ず山武保健所（Tel：0475-54-0611）の食品衛生担当の方に相談してください。

② 食品営業許可証をお持ちでない方

必要書類：①出店申請書（様式第1号）

- ・作業工程によって保健所の許可が必要な場合がございます。下記作業工程がある場合には保健所へご相談ください。無許可にあたる場合やその他不備等が発覚した場合、出店をお断りすることがございますのでご注意ください。

※「レトルトを温めて盛り付ける。」、「お湯を沸かして紅茶を淹れる。」、「紙コップにジュースを注ぐ。」といった行為は「調理」に該当し、保健所の許可が必要となります。ご不明点がある場合は山武保健所（Tel：0475-54-0611）の食品衛生担当の方にご確認ください。

※提供できる品目が限定されますので、別紙「行事開催時の注意事項（山武保健所）」をご参照ください。

③ 物販（許可施設で製造した包装食品の販売）

必要書類：①出店申請書（様式第1号） ②食品営業許可証の写し

- ・菓子、惣菜等を会場以外の場所で作り会場で販売する場合、食品営業許可のある施設（菓子：菓子製造業 惣菜：惣菜製造業…）で作られており、食品表示法による表示がされているもの（特にアレルギー表示が必須されていること）のみ販売が可能となります。この場合も当該許可証の写しが必要となります。許可のある施設で作られていない場合や、適切な表示がされていない場合は販売ができません。

※保健所の指導により、追加の書類の提出を求められることがあります。

※注意※

卓上こんろ（IH 調理器含む）等の調理器具や発電機等を使用する店舗においては、消火器のご用意をお願いします。

東金・九十九里波乗りハーフマラソン実行委員会事務局
東金市東岩崎 1-1
東金市教育委員会 スポーツ振興課内
TEL：0475-50-1189 FAX：0475-50-1294